

税 理 士 講 義 録				科 目	コ ー ス	フ ァ ク ト - シ ャ ッ プ セ ミ ナ ー	回 数
				法人税法			

★ミニテスト：あり [] なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説	講 師	能 勢
★実力テスト：あり [] なし	★その他のレジュメ []		
◇配布物なし			先生

テキスト ページ	黒 板 内 容						
	1 圧縮限度額 計算要素3つ (例) 保険差益 ① 利 益 保険金－簿価－経費 ② 使える金額 保険金－経費 ③ 使った金額 新しい資産の取得価額 ※②限度 (1) 本法の圧縮 (2) 措置法の圧縮 $\textcircled{1} \times \frac{\textcircled{3}}{\textcircled{2}} \qquad \textcircled{3} \times \frac{\textcircled{1}}{\textcircled{2}} (\times 80\%)$ 2 別表4の調整 <直接減額方式> No3 テキスト P29 設例 ケース1 本来の取得価額 <table><tr><td>圧1,000</td><td>償100</td><td></td></tr><tr><td>限800</td><td>償却費 300</td><td></td></tr></table> 3 交換の限度額 ① 利 益 $\textcircled{2} \text{時価} - \textcircled{2} \text{簿価} - \textcircled{2} \text{経費}$ ② 使える金額 $\textcircled{2} \text{時価}$ ③ 使った金額 $\textcircled{取} \text{時価}$ (1) 等価交換 $(\textcircled{2} \text{時価} = \textcircled{取} \text{時価})$ $\textcircled{取} \text{時価} - \textcircled{2} \text{簿価} - \textcircled{2} \text{経費}$ (2) 交換差金を支出した場合 $(\textcircled{2} \text{時価} = \textcircled{取} \text{時価} - \text{差金})$ $\textcircled{取} \text{時価} - \text{差金} - \textcircled{2} \text{簿価} - \textcircled{2} \text{経費}$ (3) 交換差金を取得した場合 $(\textcircled{2} \text{時価} = \textcircled{取} \text{時価} + \text{差金})$ $(\textcircled{2} \text{時価} - \textcircled{2} \text{簿価} - \textcircled{2} \text{経費}) \times \frac{\textcircled{取} \text{時価}}{\textcircled{2} \text{時価}}$ $= \textcircled{取} \text{時価} - (\textcircled{2} \text{簿価} + \textcircled{2} \text{経費}) \times \frac{\textcircled{取} \text{時価}}{\textcircled{取} \text{時価} + \text{差金}}$	圧1,000	償100		限800	償却費 300	
圧1,000	償100						
限800	償却費 300						

税 理 士 講義録			科 目	コ ー ス	回 数
			法人税法	アドバイザー セミナー	

★ミニテスト：あり [] なし ★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説	講 師	能 勢 先生
★実力テスト：あり [] なし ★その他のレジュメ []		
配布物		
◇配布物なし		

テキスト ページ	黒 板 内 容
	1 同族の判定の手順 No3 p179 (1) 株主グループの分類 (2) 上位3順位のグループの持株割合等の合計 ①50%超 → 同族会社に該当する ②50%以下 → 同族会社に該当しない 2 役員等の判定 No2 p160, No3 p189 (1) 会社法上の役員 取締役・監査役など (2) 使用人以外の者, 経営に従事→ みなし役員 (3) 同族会社 50%超, 10%超, 5%超基準を満たす 使用人(経営に従事) → みなし役員 使用人兼務役員 → 使用人兼務役員でない役員 3 役員給与の取扱い No2 p165, No3 p199 法人税法 34 条 (1) 34 条 1 項 定期同額給与等以外の給与 → 損金不算入 ① 定期同額給与 改定の理由を確認 イ、期首から 3 月以内の改定 ロ、臨時改定事由 ハ、業績悪化改定事由 } + 改定前後で同額 ② 事前確定届出給与 届出を確認 非同族会社の非常勤役員等に対するもの →届出不要 (2) 34 条 2 項 不相当に高額な部分の金額 → 損金不算入 ① 実質基準 (法人税法上の役員が対象) 個人の支給額 - 個人の相当額 = 損金不算入額 ※使用人分を含む ② 形式基準 (会社法上の役員のみが対象) 役職ごとの支給総額 - 役職ごとの限度額 = 損金不算入額 ※使用人分を除く